

契約手続きにおける押印の省略について

このたび、公益財団法人富山市ファミリーパーク公社に提出いただく入札書等(下記 1 の書類を言う。以下同じ。)への押印を省略できることになりましたので、お知らせします。

なお、従来どおり書面に押印して提出する場合は、取扱いの変更はありません。

1 押印を省略できる書類

- (1) 入札書
- (2) 委任状
- (3) 辞退届(見積り合わせ及び入札)
- (4) 見積書
- (5) 納品書及び業務完了届
- (6) 請求書

※契約書や請書は、今回の押印省略の対象ではありません。

2 適用日

令和8年 10 月 1 日以降に提出される書類から対象とします。

3 押印を省略する際の注意点

押印を省略する場合は、入札書等に「担当者の氏名(フルネーム)、連絡先」を必ず記載してください。

- (1) 担当者とは、入札書等の内容について問い合わせに対応できる方とします。
- (2) 確認のため、記載された連絡先に連絡させていただくことがあります。
- (3) 押印を省略された辞退届、見積書、納品書、業務完了報告書及び請求書は FAX 又は電子メールに添付して提出することもできます。

4 電子メール添付による提出

- (1) 電子メールの送信先は、提出先所属にご確認ください。
- (2) 電子メールに添付する場合は PDF 形式の添付ファイルとしてください。
- (3) 「担当者の氏名(フルネーム)、連絡先」については電子メール本文に記載した場合であっても、入札書等へ記載してください。

5 その他

- (1) 記載例: 見積書、辞退届
- (2) その他ご不明な点については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ

企画事業課 管理事業係 電話 076-434-1234